

日本の公共図書館サービスの展開・現状と課題・展望

森 智彦

はじめに

日本の公共図書館サービスはここ 40 数年間に渡りめざましく発展してきた。その間、その発展に立ちほだかる障害もあったが、それは地方自治体の財政難など図書館外の要因による、予算削減や職員問題などであった。しかし、2000 年に起こった、公共図書館がベストセラーを複本で提供しているため、図書が売れなくなっているのではないかという、一部の作家や出版社からの指摘は、図書館サービスの発展自体が要因となっている。一部の作家や出版者からは新刊本の提供制限や金銭的補償の要求も出てきているが、現在はこうした要求は少し沈静化している。だが、図書館はこれまでと同様のサービスを続けるだけでいいのかどうかという岐路に立っていると見える。そこで、今後の図書館サービスの方向性を明らかにするために、図書館サービスとは何か、その現状と課題を明らかにし、今後の図書館サービスを展望してみたい。

1 図書館サービスとは

1950 年に制定された公共図書館に関する法律である図書館法では、図書館サービスに直接言及している条文としては「図書館奉仕」についての第 3 条があるので、この条文を以下に示す。

第 3 条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し得るように留意し、おおむね下の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

1. 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

2. 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

3. 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

4. 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

5. 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

6. 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
7. 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
8. 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

図書館法は部分的な改正はされているが、60年も前に制定されたものなので、表現・用語に古さを感じる部分もある。しかし、図書館サービスについての根拠となる重要な法律である。太平洋戦争以前の図書館に関する法律である図書館令には、図書館奉仕という用語や観点はなく、戦前と比較すると第3条自体が画期的な条文だといえる。この条文は3つに分けることができる。

第3条の1.は図書館資料についてである。2008年の改正で「その他必要な資料」に「電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。」という文言が加わり、紙の図書だけでなく、CD-ROMやDVD-ROM、そして現在の電子書籍も正式に図書館資料に含まれ、図書館サービスの対象となったわけである。

第3条の2.は図書館資料の整理（資料組織）についてであり、利用者に直接サービスするものではないので間接サービスと称される。

第3条の3.-8.は利用者に直接サービスするものなので直接サービスと称されている。4.と8.は図書館協力や、他機関との協力になるが、直接サービスに含まれている。

第3条の1.の図書館資料、そして2.の間接サービス、そして3.-8.の直接サービスを含んだのが、図書館法の図書館奉仕の規定である。図書館サービスを論じる時に対象とするのは、直接サービスについてであるが、図書館資料と図書館資料の資料組織がなければ、図書館サービスを行うことができない。そして、第3条の3.-8.に示されたのは図書館資料の利用をよりよくするサービスであり、図書館サービスの基本となるものといえる。

2 図書館法制定後の図書館サービスの状況

図書館サービスのみならず、図書館にとって図書館法は画期的なものだったが、図書館法が制定されただけでは図書館サービスが十分に行われるようになったわけではない。それどころか、図書館法が制定されてから15年間ほどは、めざましい図書館サービスを展開した館もあったが、図書館界全体としてはサービスが停滞していた。それには2つの理由があった。

1つめの理由は、図書館法自体は、図書館の設置に法的根拠をあたえただけであり、自治体に公立図書館を設置することを義務づけしていないことにある。義務設置でないということは、公立図書館を自治体が設定してもよいし、設置しなくてもよいということであり、自治体の判断にまかすということになる。義務設置の方がよかったのかどうかという点では論議が分かれるのだが、義務設置でないために、財源不足を理由に図書館を設置しない自治体の方が多かったのである。現在でも、町村レベルの自治体では、図書館が存在しない自治体が半数近くを占めているのは、義務設置でないためともいえる。義務設置でない理由には、国・地方自治体の財源不足が背景あったので、図書館を設置しない自治体が多かったのはある面ではしか

たがなかったといえる。しかし、図書館法と同時期に成立した社会教育法に基づき、図書館と同じ社会教育施設である公民館が全国的に普及したのに比較すると、残念なことであった。

2つめの理由は、図書館法の精神を生かしたサービスを行うことができなかったことである。せっかく図書館があっても利用者にとって利用しにくい図書館が多かった。例えば、図書館を利用するに当たって、煩雑な手続きが必要であったり、利用者が資料を直接探せない閉架式の書庫の図書館も多かった。資料の利用でも、図書館内で資料を利用する閲覧のみしか認めない図書館があったり、利用者に資料を貸出す際も、個人には貸出さず、団体を通じてしか貸出さない図書館もあった。どちらかという、利用者に図書館を利用させてやるといった状態に近く、サービスとは無縁の機関と思われてもしかたがなかった面があった。また、図書館資料の選定に当たっても、当時全盛であった貸本屋で人気のあった本を図書館資料にするのを避けようとする傾向が強く、いわば利用者の立場に立っていなかったのである。

こういった状況だったので、図書館といっても学生、特に受験生や、奇特な一部の好事家しか利用しない有様で、一般の市民や、子どもたちが気軽に利用するわけにはいかなかったのである。

3 図書館サービスの広がり

停滞していた公共図書館の状況を変えたのは、利用者のための図書館サービスを積極的に打ち出した日本図書館協会が 1963 年に刊行した『中小都市における公共図書館の運営』（略称中小レポート）であり、『中小レポート』に基づき図書館サービスを開始した日野市立図書館の活動であった。

この『中小レポート』の最も重要な理論的支柱は、日野市立図書館の初代館長であった前川恒雄によると以下の3点になる¹⁾。

- 1 公共図書館の本質的機能は、資料を求めるあらゆる人々やグループに対し、効果的かつ無料で資料を提供するとともに、住民の資料要求を増大させていくのが目的である。
- 2 「中小公共図書館こそ公共図書館のすべてである」ことが、「深い感慨をもって」書かれていた。
- 3 この本の構成は、従来の常識を一八〇度かえて、住民へのサービスから本の整理、図書館の管理へとつながっていくようになっていた。

上記の1の資料提供の箇所ではさらに「資料提供という機能は、公共図書館にとって本質的、基本的、核心的なものであり、その他の図書館機能のいずれにも優先するものである²⁾。」と『中小レポート』では続くが、サービス機関と言い難い図書館が多かった当時としては画期的な規定であった。

日野市立図書館の利用者の利用水準も当時の図書館界の常識を覆すもので、活動開始の翌年の1966年には当時の日野市と同程度の7万人台の人口の市の平均の約10倍の資料の貸出を記録している。そして貸出点数は全国のすべての市区町村立図書館の中で第一位になる。ちなみに第二位は名古屋市であり、東京近郊の小都市が日本有数の大都市の貸出水準を追い抜いてしまったのである³⁾。

日野市立図書館だけでなく、日野市に隣接する府中市をはじめとする東京都多摩地域や大阪市を取り囲む都市でも図書館の活動が盛んになり、利用が活発になってくる。

『中小レポート』をさらに整理したのが 1970 年の『市民の図書館』であった。『市民の図書館』では、いま市立図書館がやらなければならないこととして以下の 3つを巻頭に示している⁴⁾。

- (1) 市民の求める図書を自由に気軽に貸出すこと
- (2) 児童の読書要求にこたえ、徹底して児童にサービスすること
- (3) あらゆる人々に図書を貸出し、図書館を市民の身近に置くために、全域にサービス網をはりめぐらせること

現在の公共図書館のサービスは『中小レポート』の刊行以降大きく変化し、具体的なサービス活動は『市民の図書館』に基づくものとなったといつてよい。

『中小レポート』『市民の図書館』及び先進的な図書館の活動によって我が国の図書館サービスは量的に拡大する。都道府県立図書館、私立図書館を除く市区町村立図書館を 1964 年度と 2009 年度で比較すると、図書館数は 660 館から 3,106 館と 4.7 倍増加した。この図書館数の増加をもたらしたともいえる貸出点数は、711 万冊から 6 億 9,195 万冊と 97 倍にも増加したのである⁵⁾。

4 図書館法で示された図書館サービスの実施状況

図書館数や貸出は増加し続けてきているわけだが、先に示した図書館法の第 3 条の条文の事項が現在どのように実施されているかを検討してみる。

1.の「一般公衆の利用に供すること」は、資料提供サービスとして実施され、図書館における最も要のサービスとされている。資料提供サービスは、利用者による図書館資料の図書館内での閲覧サービス、利用者への貸出という形態でサービスされている。図書館法制定後約 15 年間は閲覧サービスが主だったが、それ以降は貸出サービスが主になった。

3.の「利用者の相談に応ずるようにすること」は、レファレンスサービスや読書案内という形態で実施されている。これらの相談サービスも 1.で述べた資料提供サービスに含まれ、貸出と相談サービスは資料提供サービスの 2つの中核とされた。

4.の「他の図書館・・・と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと」は、相互貸借や図書館協力という形態でサービスされている。

5.の「分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと」は自治体内の全住民に図書館サービスを提供するための全域サービスの実施に必要なシステムであり、図書館システム網と称することができる。

6.の「読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。」は集会・文化活動という形態で実施されている。

7.の「時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること」もやはり集会・文化活動に含まれて実施されているが、集会・文化活動に占める割合はわずかのようである。これは、図書館法制定時では我が国に存在しなかったテレビや、現在ではインターネットがその役割を占めているからであろう。

8.の「学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること」は図書館外との協力ということになるが、これも十分実施されているとは言い難いが、小中学校の図書室と公共図書館の協力が図書館連携として実施されているケースは多い。

5 図書館サービスの問題点

図書館法3条1.の資料提供では、『中小レポート』で閲覧サービスより貸出サービスを重視することが示された。そして、日野市立図書館をはじめとする『中小レポート』に基づいてサービスを展開した先進的図書館の実践により、『中小レポート』で重視されていた団体貸出よりも個人貸出が重要なことが明らかにされ、『市民の図書館』では個人貸出が主であり、団体貸出は個人貸出を補うものであることが示された。

現在では、市区町村立図書館での資料提供の要が個人貸出であることを否定するような意見はごく少数であろう。そして、貸出サービスには単に図書館にある資料を提供するだけでなく、図書館にない資料を提供するリクエスト・サービスも含まれるのが当然のようになってきた。

そして、図書館法では規定されていないサービスも実施するようになってきた。こうしたサービスは、図書館法の精神の沿うものとして、実施されている。そうしたサービスの代表的なものが図書館の利用にハンディキャップをもつ人々に対する、障害者サービスである。障害者の人々は図書館に行くこと自体が困難な上に、障害のために図書館の一般的な資料を利用できないことがある。こうした図書館利用にハンディキャップがある人々のために、対面朗読サービスや録音資料・点字資料等の収集・提供、図書館資料の郵送や宅配サービスが実施されている。

また、1980年代後半からからの課題となったものとして、外国人に対する多文化サービスがある。日本にいる外国人で、日本語を読めない人々は日本の図書館の利用にハンディキャップをもつわけだが、そうした人々が図書館を利用できるように、外国語の新聞・雑誌・図書・視聴覚資料を提供するのが多文化サービスである。景気の停滞、自治体財政の悪化などでせっかく開始した多文化サービスが後退している面があるが、定住外国人の多い自治体では今後とも多文化サービスを充実させていく必要がある。

障害者サービスや多文化サービスは図書館サービスを拡張し、より多くの人々にサービスを提供するのでエクステンションサービスと言ったり、利用しにくい人々に手をさしのべるのでアウトリーチサービスなどとも言われる。また、利用者を選定した対象層としてあつかうので利用対象別サービスの一部ともされる。他の利用対象別サービスとしては、『市民の図書館』でサービスの3本の柱の1つとされた児童サービス、ティーンエイジを対象としたヤング・アダルトサービス、そして現在も進行している日本の高齢化にともない重要な課題となる高齢者サービスなどがある。

3.の相談サービスという点は、レファレンスサービスや読書案内という形態で実施されているわけだが、図書館で図書館員が相談に応じてくれると認識している人々が日本国民の多数を占めているとは言い難い。また、相談サービスが図書館サ

サービスであると認識されないのは、レファレンスサービスが専任のレファレンス担当者やレファレンスカウンターを設置したサービスと理解されてしまい、市区町村立図書館では実施するのが難しいとされ、実際に表だって実施されなかったことに一因がある。また、レファレンスサービスも読書案内も貸出サービスの合間に貸出カウンターで実施されることが多く、実施されていること自体が利用者に分かりにくいケースもあった。また、サービスの存在を利用者が知っていても、貸出カウンターが混み合っているために相談するのを遠慮してしまったために十分に機能していないことなども、利用者に相談サービスが認識されなかった一因となった。

読書案内をするにはレファレンスサービスやレファレンスブックについての知識が必要なのは当然だが、新刊案内や書評などで読書案内のためのツールを作成するだけでもかなり相談にこたえることができる。読書案内という利用者の相談に応じるサービスが図書館にあることを利用者に示し、相談サービスを積極的にアピールし、必要に応じてレファレンスサービスを提供するようにすべきである。

レファレンスサービスの実施状況は不十分といえるのだが、ここ 10 年ほどレファレンスサービスを特定のテーマに特化させ深化させたというべき、ビジネス支援サービスなどの利用者のための問題解決型サービスも導入されつつある。

4.の図書館協力は資料の相互貸借という点では十分機能してきている。例えば市区町村立図書館に利用者の求める資料のない場合、資料の返却待ちでなければ図書館は購入もしくは他の図書館から資料を借りて利用者に提供する。その際、同一自治体に複数の図書館がある場合は、まずそこから貸出を受けるが、そこに所蔵がない場合はその自治体のある都道府県立図書館や都道府県内の市区町村立図書館から貸出を受ける。ちなみに、2009 年度に公共図書館が他の図書館に貸出した点数は約 239 万であり、借受けた点数は約 207 万である。他の公共図書館にない場合は、国立国会図書館から貸出を受けることができる。

他の公共図書館や国立国会図書館から公共図書館が資料の貸出を受けるのは当然のこととされているが、公共図書館と大学図書館、学校図書館などの間でも相互貸借が実施されていることがある。公共図書館と大学図書館との相互貸借は実施例も少しずつではあるが増加している。

資料の相互貸借という点では十分といえるが、資料の相互収集・保存という点では、同一自治体の図書館においても実施されていないケースもある。新刊書の出版点数はここ数年 8 万点前後を推移しており、自治体内そして自治体を越えた相互収集・協力は現在の大きな課題といえる。

5.の図書館システム網は市民の図書館で示された「全域サービス」をするために絶対に必要なものであるが、これについては後でふれる。

6.の集会・文化活動については、図書館サービスでどう位置づけるかが常に問題となっている。児童に対しての位置づけははっきりしているの、成人に対しての位置づけを各図書館で決める必要がある。

7.の時事情報の収集・提供は、情報センターとしての図書館という面をもつので、インターネットの利用が重要になる。これまでの時事に関する情報・資料を収集し提供している図書館もあり、そういった情報・資料のリストを作成したりする図書館もあったが、現在ではホームページ上にそうしたリストを公開している図書館もある。

8.の図書館以外の機関との協力では、ある程度協力関係ができていない学校図書館以外の機関との協力を進めるべきである。

6 図書館サービス全体の課題と問題点

これまで図書館法第3条に示された個々の図書館サービスについて現状と問題点を紹介したが、ここでは図書館設置率、全域サービス、貸出サービスの重視の3つについて論じてみたい。この3つは、図書館サービスをさらに発展させるために特に重要な課題だからである。

6.1 図書館設置率

図書館が存在しなければ、利用者は図書館サービスを享受することができない。今後は、書籍が電子化され、図書館がその自治体になくとも図書にアクセスができるようになるかもしれないが、すべての書籍が電子化されるわけではないので、今しばらくは施設としての図書館が必要であろう。2010年での図書館の設置率は、政令指定都市と特別区が100%、市が98%、町が61%、村が23%であり、都市部と町村の格差がかなりある。図書館が設置されていない自治体に居住する人口は市が約75万人、町が約315万人、村が約53万人であり、合計で約442万の人々が図書館サービスを享受できていないことになるが、この人口の80%以上が町村の住民ということになる。町村の図書館の設置率も、平成の大合併により、図書館が設置されていない町村が図書館の設置されている自治体と合併することにより、図書館を設置していない町村が減少し、図書館の設置率は若干上昇したのだが、都市部と町村では設置率に依然として格差がある。

6.2 全域サービス

図書館が存在すれば、住民は図書館サービスを利用できる可能性をもつ。しかし、自治体内で図書館が1館だけしか存在しない場合は、全住民が同等の図書館サービスを享受できるわけではない。自治体内に1館しか図書館がなければ、その図書館と距離のある場所に居住する住民は図書館が利用しにくいからである。

図書館利用と距離の問題についての研究によれば、子どもは図書館から半径1km以内、大人は半径1.5km以内に居住している者の利用が多い。こうした点から、自治体に1館だけ図書館があっても、全住民が図書館サービスを日常的に享受することはできない。

自治体内の全住民が同等の図書館サービスを享受できるためには全域サービスが必要になる。全域サービスとは、文字通り図書館の設置された自治体内の全住民が等しく図書館サービスを享受できるようにすることである。

図書館法の第3条の5.では、分館等を設置し、自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うことが示されているが、分館や移動図書館（自動車文庫）や貸出文庫による団体貸出は、図書館が住居から遠距離にあり、日常的に図書館を利用できない人々に図書館サービスを提供するために必要である。図書館法には全域サービスという言葉はないが、全域サービスはこの第3条の5.を理念を反映したものといえる。

そして、『市民の図書館』の中ではじめて「あらゆる人々に図書を貸出し、図書館を市民の身近に置くために、全域にサービス網をはりめぐらせること」と、全域サービスが明確に提唱されたのである。

『市民の図書館』の刊行後、図書館サービスで全域サービスは不可欠なものとなった。しかし、現在でも自治体内で複数の図書館がサービスが実施しているのは2009年で市区の40%弱、町村の数%程度でしかないのである。

6.3 貸出サービスの重視

これまで述べてきたように、日本の公共図書館は、『中小レポート』と『市民の図書館』以降に図書館サービスを活発化させ、図書館数を増やしてきたが、その原動力となったのは貸出サービスであった。1964年度から2009年度の間、図書館数が4.7倍増加したのに対し、貸出点数が97倍も増加したことがそれを如実に現している。

この貸出サービスについては、以前から「無料貸本屋」という非難があった。この非難が正当とはいえないが、日本の図書館は貸出サービスを主とし、それ以外のサービス、特に相談サービス、すなわちレファレンスサービスと読書案内を副次的に実施してきたのは間違いがない。

『市民の図書館』以降の貸出サービス重視は、終戦直後の傾斜生産方式を彷彿させるものであった。傾斜生産方式とは「第2次大戦後の日本経済の体制的危機と過小生産を克服するため採られた重点主義的生産政策。1946年下半年から石炭をはじめ電力・鉄鋼等の減産が著しくなったため、1947年初めからすべてが鉄鋼・石炭の生産に集中され、その循環的な増産により基礎産業の復興が図られた⁶⁾。」というものである。つまり、貸出に最重点を置き、それで図書館サービスを拡大し、図書館数も増やし、さらに他のサービスも実施していくという意味において傾斜生産方式と類似していた。しかし、実際は他のサービスへの普及という点では十分ではなく、貸出サービスの拡大自体を図書館サービスの目標にする傾向になってしまった。特に貸出とやらんで資料提供のもう一つの柱であった相談サービスは、利用者の要求がないこともあり、十分にサービスが行われてこなかった図書館もあり、現在もそうした図書館がある。

こうした貸出サービスを特に重視する傾向は、冒頭に述べた一部の作家や出版社から、新本の提供制限や金銭的補償の要求により転機を迎えたといつてよからう。単に図書館での貸出数をのばすだけでは、図書館サービスの発展にならないこともあるという観点が生じたのである。一部の作家や出版社からのいわば図書館へのクレームと期を一つにして、図書館内外から、図書館でも「ビジネス支援サービス」を実施するべきという主張がされるようになり、実際にこのサービスをする図書館も現れた。これ以外にも「医療情報サービス」や「法律情報提供サービス」等のサービスをする図書館も現れた。こうした新しいサービスは、先に述べたようにレファレンスサービスを特定のテーマに特化させ深化させたものであるといつてよい。だが、これらのサービスが貸出サービスほど普及しているとは言い難いのが現状である。もちろん、これらのサービスを行うのも重要であるが、その根本となる、レファレンスサービスや、貸出時における読書案内を充実させることも重大な課題である。

7 図書館サービスの課題を解決する方策としての図書館システム網

上記で述べた図書館サービスにおける3つの課題を解決するものとして図書館システム網を全国にはりめぐらすという方策を考えてみたい。

図書館システム網とは住民が自治体内のどこに居住していようともサービスが享受できるように、図書館が全域サービスを行うためにサービスポイントを有機的に機能するように運営する組織体のことである。具体的には本館や分館、自動車図書館を有機的に結合するのが図書館システム網ということになる。こうした図書館システム網が、図書館を設定している自治体でも過半数に満たないこと述べた。

この方策で設置率と全域サービスの問題を一気に解決した例があった。それは約50年前のイギリスにおける全国一律に行われた図書館システム網の導入である。世界で最初の図書館法を1850年に作ったイギリスでも、図書館は義務設置ではなく、図書館法成立後100年を過ぎてもすべての自治体に図書館があるわけではなかった。そこでこの問題を解決するために、1964年にすべての図書館当局に「包括的かつ合理的なサービス」を義務づけた公共図書館・博物館法を成立させた。この図書館当局(Library Authority、図書館設置団体という訳語もある)とは、単独の図書館ではなく、単独または複数の自治体で図書館を運営する図書館システム網のことである。この法律は、全国のすべての自治体がこの図書館当局のもとに図書館システムを形成し、その図書館システム網でその地域の全域サービスを行うことで、すべての住民が図書館サービスを受けられるようにとの理念をもっていた。この法律の成立直後は、人口の少ない自治体が単独で図書館当局を運営していたこともあったが、1972年に地方行政法が改正されることで、ある程度以上の規模の人口で図書館当局が生まれことになった⁷⁾。現在、イギリスは地方行政改革の渦中にあり、イギリス全体の図書館当局数は毎年のように変わっているが、200前後の図書館当局がある。

貸出サービスと相談サービスという点でも、イギリスの図書館当局による図書館システム網は有効な働きをしている。イギリスで、日本の「ビジネス支援サービス」に当たるサービスを相当しているのは、主に図書館システム網の中央図書館や、Reference Library や Business Library、Commercial Library という名称の図書館であり、分館での相談サービスは貸出のための読書案内や簡単に回答できるレファレンス質問への回答に特化している。こうした Reference Library や Business Library、Commercial Library といった図書館は、図書館システム網に1館しかないことが多いし、こういった図書館がないところもあるので、イギリスでは本格的なレファレンスサービスや「ビジネス支援サービス」が可能な図書館は図書館システム網数を上回る程度なのである。つまり、イギリスの図書館システム網では、中央図書館に相当する図書館がレファレンスサービスや「ビジネス支援サービス」を実施し、分館は貸出サービスと読書案内サービスに専念し、分館で回答が難しいレファレンス質問は中央図書館に回答への協力を求める仕組みを作ることで、図書館資源が有効に活用されているのである。

日本でも図書館システム網を形成し、図書館サービスを行っている自治体もあるが、自治体内に図書館が1館しかない自治体が過半数を占めているのが実情である。こうした図書館システム網が形成されていないということは、その自治体で全域サービスが提供できていないということになる。この問題を解決するためには、1自

治体で図書館システム網を形成することは困難なので、自治体を越えた図書館システム網を検討することが日本でも必要となるのではないか。

おわりに

日本の図書館サービスについて論じ、図書館設置率と、全域サービス、貸出サービスの重視という3つの問題点があることを指摘し、その問題点の解決策として図書館システム網について紹介してみた。この図書館システム網が、自治体を越えて形成されるかという可能性についての否定的な要素と、肯定的な要素を両方紹介して本論をおえる。

これまでも自治体を越えて事務組合を作り、図書館を運営した広域市町村圏図書館が4図書館存在した。現在、これは自治体合併により1図書館になっている。重要な点は、この広域市町村圏図書館が成立直後の4図書館から1図書館も増加しなかったことである。このことは、日本での自治体を越えた図書館システム網の形成がいかに困難かを示しているという否定的な要素である。

肯定的な要素としては、広域行政の進展がある。平成の大合併により市町村数は1999年の3,232から、2010年には1,727と減少したが、合併しなかった市町村もまだ多く存在する。こうした経緯の中で、総務省は市町村が「広域的な取組を進める方法としては、複数の市町村が合体して一つの市町村として取り組む市町村合併と、個々の市町村はそのまま連携調整して取り組む広域行政があります。」⁸⁾と市町村合併以外に広域行政が必要だと解いている。1980年代後半から、主に図書館がある自治体同士が協定を結び、お互いの図書館をそれぞれの住民が利用できるという広域利用が行われている。いわば、総務省の広域行政政策を図書館が先取りしていたわけである。現在では、図書館がない自治体が広域利用に参加するケースもあるし、広域利用の実施数自体も増加してきている。この総務省の施策により、図書館の広域利用がさらに増加することも考えられ、これが自治体を越えた図書館システム網の萌芽になる可能性もある。

注

- 1) 前川恒雄著 (1988). 『図書館ひまわり号』. 東京:筑摩書房. p.16.
- 2) 日本図書館協会編 (1963). 『中小都市における公共図書館の運営』. 東京:日本図書館協会. p.21.
- 3) 日野市立図書館編 (1967). 『業務報告40・41年度』. 東京:日野市立図書館. pp.8-11.
- 4) 日本図書館協会編 (1970). 『市民の図書館』. 東京:日本図書館協会. p.4.
- 5) 日本図書館協会編 (2011). 『日本の図書館2010』. 東京:日本図書館協会. p.29.
これ以下の日本の統計数値は同書によるものか、同書から算出したものである。
- 6) 『百科事典マイペディア』. (<http://kotobank.jp/dictionary/mypedia/>) last access date 2011/3/30
- 7) T. & E.ケリー著 (1963). 原田勝・常盤繁訳. 『イギリスの公共図書館』. 東京:東京大学出版会. pp.197-205.
- 8) 総務省編. 『広域行政・市町村合併』. (<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>) last access date 2011/3/30

参考文献

- 全国公共図書館協議会編 (2005). 『2004年度公立図書館におけるレファレンスサービスの実態に関する研究報告』. 東京：全国公共図書館協議会.
- 田村俊作・小川俊彦編 (2008). 『公共図書館の論点整理』. 東京：勁草書房.
- 中山愛理・田嶋知宏著 (2005). 「UK の公共図書館」. シイー・ディー・アイ編『諸外国の公共図書館に関する調査報告書』. 京都：シイー・ディー・アイ.
- 前川恒雄著 (1999). 『前川恒雄著作集』 1-4. 東京：出版ニュース社.

